**「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する大阪府基準（案）」に**

**対する府民意見等の募集結果及び大阪府の考え方について**

* 募集期間：令和５年４月25日（火曜日）から令和５年５月25日（木曜日）まで
* 募集方法：インターネット（電子申請）、郵便、ファクシミリ
* 提出意見数：２名から２件の意見提出がありました。

いただいたご意見等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

※ご意見等は、募集の趣旨を踏まえ、基本的に原文のまま掲載していますが、一部、趣旨を損なわない範囲

で要約しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 該当項目 | 意見等の内容 | 大阪府の考え方 |
| その他 | | | |
| １ | 地球温暖化防止推進員の活動ですが、省エネアドバイザーなどの府民への啓もう活動が府内全域が担当となっています。 推進委員を各市町村に割り当てて市町村ともっと連携して活動した方がよい効果が出ると思います。 例として京都府がそのような活動をされています。 府地球温暖化防止推進員と市町村との緊密さが無いように思えたので投稿させていただきました。 | | 今回の意見募集の対象項目は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準案についてです。 |
| ２ | 「専門家への謝礼ありき」ですが、府大や市大のほか、府や市の環境に関する窓口の職員や専門家は大勢いるので、「謝礼ありきは誤り」ではないか。私大や国立大とも協定を結べば、お互いにＷＩＮＷＩＮの関係で話が進むのではないか。新知事が掲げる「身を切る改革」を言葉だけでなく、二重行政的な無駄を削除することを実行に移してほしい。 | |